

市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金実施要綱

制定 平成16年4月
改正 平成19年4月
改正 平成25年3月
改正 令和2年3月

(目的)

第1条 市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金（以下「本交付金」という。）は、遠隔地から県立特別支援学校に就学する者で通学バスや公共交通機関などによる通学が困難なものを対象として市町村等が自動車を使用して行う通学のための送迎に対し助成し、児童生徒の通学の安全確保及びその保護者の負担軽減を図るものである。

(対象事業)

第2条 本交付金の対象となる事業（以下「本事業」という。）は、県立特別支援学校に就学する児童生徒に対する通学のための送迎に係る事業で、次に掲げる基準に該当するものとする。

（1）送迎を行う児童生徒は、1路線につき2名以上（1路線のみ事業を実施し、児童生徒1名を送迎する場合を含む）とし、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 自宅から県立特別支援学校までの通学距離が、概ね10キロメートル以上あること。

イ 県立特別支援学校に寄宿舎が附設されていないこと。

ウ 県立特別支援学校の通学バス路線がない地域に居住していること、または医療的ケア（痰の吸引等）が必要なために通学バスに乗車できないこと。

エ 公共交通機関を利用して通学することが困難であること。

（2）原則として、すべての学校課業日に、居住地から学校までの間の送迎を行うこと。

2 本事業の範囲は、送迎に使用する自動車が送迎を行う者の所在地を出発したときから送迎を終えて再び当該所在地に到着するまでの間とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市町村、法人格を有し障害福祉サービス等の経験がある者その他知事が適当と認める者とする。

(助成)

第4条 交付金の交付申請については、「市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付要綱」（平成16年4月12日付教障第19号鳥取県教育委員会教育長通知）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行し、平成16年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付要綱

制定	平成16年4月
改正	平成17年4月
改正	平成19年4月
改正	平成25年3月
改正	平成26年3月
改正	平成27年4月
改正	平成28年4月
改正	令和2年4月
改正	令和2年7月

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、遠隔地から県立特別支援学校に就学する者で、通学バスや公共交通機関などによる通学が困難なものを対象として市町村等が自動車を使用して行う通学のための送迎に対し助成し、児童生徒の通学の安全確保及びその保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金実施要綱」（平成16年4月12日付教障第19号鳥取県教育委員会教育長通知）に基づく事業（以下「対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、対象事業の実施内容に応じ別表に定める基準額に実施回数を乗じて得た額と、対象事業の実施に要する額のいずれか低い額とする。

ただし、特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援学校就学奨励費補助金（以下「就学奨励費」という。）の対象となる通学のための送迎を行う場合においては就学奨励費対象経費を除いた額とする。

また、就学奨励費の対象となる通学のための送迎を行うに当たり必要であると県教育委員会が認めた経費を事業主体が負担した場合は、その経費の実費を交付金として交付する。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならないこととし、対象事業の実施経費のうち、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行及び実施を行ったものに限ることとする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増又は20パーセントを超える減を伴う変更
- (2) 支援対象者の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から

30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行し、平成16年度事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和2年度8月実施事業から適用する。

別表（第3条関係）

片道の送迎距離	基 準 額		
	基本額	介助者加算	
		右記以外 の場合	医療的ケアが 必要な児童生 徒を送迎する 場合
10キロメートル未満	1, 650円	1, 500円	2, 200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	2, 090円	1, 900円	2, 800円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	2, 530円	2, 300円	3, 400円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	2, 970円	2, 700円	4, 300円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	3, 520円	3, 200円	5, 000円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	4, 070円	3, 700円	5, 700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	4, 620円	4, 200円	6, 500円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	5, 170円	4, 700円	7, 200円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	5, 610円	5, 100円	7, 900円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	6, 160円	5, 600円	8, 700円
55キロメートル以上	6, 380円	5, 800円	9, 000円

注1 介助者加算は、児童生徒の送迎中に介助者が必要であると認められる場合に限る。

注2 消費税課税業者が送迎を実施する事業については、基準額の2%を加算する。